

有効期間満了日 令和9年3月31日

熊交企第56号

令和3年2月24日

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示の公布及び施行について（通達）

昨年9月1日、道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第73号。以下「改正省令」という。）及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第829号。以下「改正告示」という。）が別添1及び2のとおり公布され、同日施行された。

改正の経緯及び概要並びに対応要領は下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 改正の経緯

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）において、軽自動車より小さく、原動機付自転車より大きいという特徴を有する1人から2人乗り程度の「超小型モビリティ」については、平成25年1月から、認定制度に基づいた運用が行われていたところ、更なる普及促進に向け、一般道を自由に走行できるようにするため、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「省令」という。）及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示第1318号）の改正が行われた。

2 改正の概要

(1) 改正省令について

超小型モビリティ（長さ2.5メートル、幅1.3メートル、高さ2メートルを超えない軽自動車であって、最高速度60キロメートル毎時以下のもののうち、高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する道路をいう。）又は自動車専用道路（道路法（昭和27年法律第180号）第48条の4に規定する自動車専用道路をいう。）（以下「高速自動車国道等」という。）を運行しないもの（省令第35条の3第22号イ又はロに掲げる自動車を除く。）をいう。以下同じ。）であることを自動車検査証の記載事項とすることとされた（改正省令第35条の3第29号）。

(2) 改正告示について

超小型モビリティの車両後面の見やすい位置に、最高速度が60キロメートル毎時以下の車両である旨表示すること等が規定された（改正告示第15条第33項第2号）。

3 対応要領

超小型モビリティは、高速自動車国道等を運行しないものであることが自動車検査証の記載事項とされている車両であることから、超小型モビリティが高速自動車国道等を走行していることを認知した場合には、以下のとおり対応されたい。

(1) 警告書の交付等

超小型モビリティが高速自動車国道等を走行していることを警察官が現認した場合には、当該車両の運転者に対して、別記様式の警告書を交付するとともに、高速自動車国道等から速やかに退出するよう指導すること。

また、当該超小型モビリティの走行場所及び車両情報、運転者の人定等の情報を控え、これらの情報を当該高速自動車国道等を管轄する地方運輸局等に提供する可能性がある旨、運転者に伝達すること。

(2) 地方運輸局等への連絡

超小型モビリティが高速自動車国道等を走行していることを警察官が現認した場合又は防犯カメラの映像等により認知した場合には、交通指導課指導係に速報されたい。

その後、交通指導課において現認又は認知した場所を管轄する地方運輸局等に対し、当該超小型モビリティの走行場所及び車両情報、運転者の人定等の情報の共有に努めることとする。

また、連絡を受けた地方運輸局等にあつては、必要に応じ、当該運転者に対して道路運送車両法第100条に規定する報告徴収を実施し、警察に結果を共有するので、当該運転者が故意に違反を繰り返すなど悪質性が高いと認められる場合には、地方運輸局等と連携し、道路運送車両法第67条第1項違反又は同法第100条第1項で規定する報告徴収に対する虚偽報告等により検挙することも視野に入れて対応すること。

※ 別添・別記様式（略）